

特許庁委託

**台湾における先使用権と公証制度
中国出願との差異を事例としての
台湾出願のポイント**

2014年3月

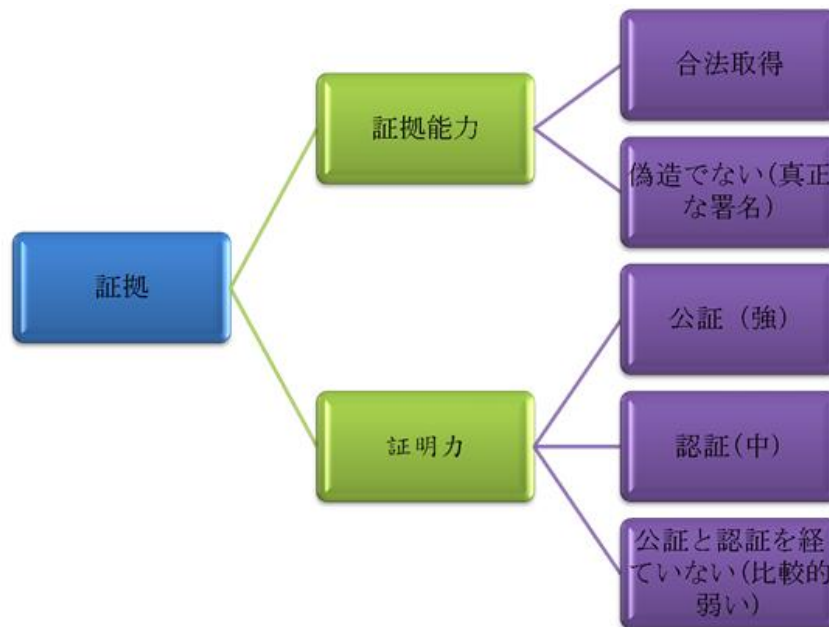
公益財団法人 交流協会

第五章 公証制度の必要性

第一節 証拠の効力

民事又は刑事訴訟の過程において、裁判所は具体的な事実に対して法律を適用し、さらに判決を下す。その中で、当事者双方が提供する証拠により、当事者間に争いのある事実の存否を推認するこの過程は、すなわち、双方が提出した証拠が採用できるか、その証拠能力と証明力（証拠力、証拠の価値）をどのように評価すべきか等に関する議題に関わり、裁判官の心証形成を左右する重要な要素ともなる。一般的には、証拠の効力は二つの段階に分けて評価することができる。

まず、当該証拠の形式的証拠能力の有無を検証したうえで、証拠の実質的証明力の高低を評価しなければならない。（下図一のとおり）



図一 証拠の効力

いわゆる「証拠能力」とは、当該証拠が訴訟上の証拠とする資格を有するものをいい、民事訴訟においては形式的証拠能力ともいえる。一般的にいうと、取得した証拠が合法的に取得されたもので、（例えば：証拠とする録音が違法な秘密録音によって取得されたものではない）、かつ文書における署名が偽造でなければ、当該証拠は証拠能力を具備し、証拠として使用することができる。証拠能力については程度の区別はなく、証拠能力「有り」又は「無し」の区別しかない。証拠能力の無い証拠は、裁判の根拠としてはならない⁶³。証拠は一旦、証拠能力有りと判断されると、訴訟上の証

⁶³ 空中大学(注：台湾における遠隔教育を中心とする大学。)の刑事訴訟法に関する補充教材を参照のこ

拠として採用することができる。しかしながら、証拠能力のある証拠は、当該証拠が非常に有力であるに等しいということではなく、証拠がどのぐらいの証明を要する事実（要証事実）を証明できるか、信憑性が高いか否かについては、「証明力」の高低の問題となる。

いわゆる「証明力」とは、証拠の要証事項についての証明の程度を指し、すなわち、裁判官が自由心証によって判断を行い、当該証拠の内容が要証事実との関連性があるか、要証事実を確かに証明できるかということで、民事訴訟においては実質的証拠力とも言われている。証明力は程度の概念で、大小・強弱の差があり、同様に証拠能力を有する証拠であっても、その信憑性により証明力の強弱ももたらすことになる。一般的に言うと、公正証書の証明力が最も強く、その次に認証文書となり、その他の公証と認証を経していないが合法的な手段で取得された書類はその証明力は比較的弱い。公証と認証の違いについて、後に、詳細に説明する。

第二節 公証制度の必要性

台湾はアメリカにおける証拠開示（ディスカバリー：Discovery）のような制度が導入されていないため、当事者は訴訟手続において、自ら情報収集が必要となる。台湾の民事訴訟法及び智慧財産案件審理法には証拠保全の規定が設けられているが、証拠が滅失又は使用困難になるおそれがある、若しくは相手の同意を得た場合に限り、証拠保全を申立ることができる⁶⁴とされている。ただし、現在の台湾の智慧財産裁判所の審理実務では、証拠保全を許可する割合が低すぎるため、証拠収集がさらに困難になっている。単に民事訴訟及びその他の関連規定における証拠保全制度に頼るだけであれば、当事者が裁判の時に証明力を主張できるに足りる証拠を取得することは難しく、実務上の証拠収集手段に対するニーズを満足させることができない可能性がある。

公証制度の機能の一つとしては、公正証書の作成により証拠保全の役割を果たすことにある。公証人は台湾国家試験を経て公証人資格を取得しなければならない。公正証書を作成した後、公正証書を一定期間保存する義務があり、すなわち、公証を経た事件については、その内容は全て公証役場に保存されるべきであり、外部に持ち出してはならない。紛争が起こった時に、当事者本人が保存する証拠が滅失した場合、公

と。http://enews.open2u.com.tw/~noupd/book_up/4502/253-07.pdf（最終閲覧日：2014年1月日）

⁶⁴ 台湾民事訴訟法第368条では「証拠が滅失或いは使用困難になるおそれがある、若しくは相手方の同意を得た場合、裁判所に保全を申し立てることができる。事物の現状を確定することに法律上の利益があり、かつ必要がある場合、鑑定・検証若しくは証拠書類の保全を申し立てることもできる」と規定されている。

証人に公正証書の謄本を請求することで、その本来の証拠を取得することができる⁶⁵。したがって、公正証書の作成は証拠保全の役割に重大な意義を有する。公証を経た事件について、当事者のいずれか一方又は第三者はその効力を承認しなければならず、万一、訴訟に巻き込まれた場合、公正証書を提出すれば、裁判所はその記載を裁判の基礎とし、認証を経た文書について、当事者はその署名の真実性を否認することができない。台湾の公証制度は、法律行為及び私権に関する事実について公証を行うことができるため、民事訴訟の実務上における証拠の収集及び保存の重要な手段の一つとなり、その必要性は確かに存在する。

⁶⁵ 台湾公証法第 18 条では「公証人が作成した公正証書の原本は、その附属書類或いは認証済みの文書の副本、写し、及び法令により編製すべき帳簿とともに、公証役場又は事務所に保存しなければならない。ただし、裁判所又はその他の関連機関が法律により閲覧を命じ、或いは事変を避けるために持ち出すときは、この限りではない。」

第六章 台湾における公証制度の紹介

第一節 公証制度の意義と法律規定

いわゆる公証とは、「公益目的に基づき、公証人が法定手続により、公正証書を作成した時に、知覚した当事者の同一性、意思表示の場所と日付及び内容などを証明し、法律によって公証の効力、証明力⁶⁶が付与されるもの」と定義されるべきものである。

台湾の公証制度は主に公証法によって規制されている。公証人の取扱業務は「公証」と「認証」の2種類⁶⁷に分けられる。公証とは、人民間の特定の法律行為（例えば契約の締結）又は私権に関する事実の成立又は存在のほか、その内容の真実性について公証人が証明することを指す。認証とは、ある特定の私文書上の署名が当事者本人の署名に相違ないことを公証人が証明するものを指す。

「公証」の行為について、台湾の公証法第70条では、「公証人は、法令に違反した事項や無効な法律行為による公正証書の作成はできない。」と規定され、同法第71条では、「公証人は、公正証書を作成するとき、請求人の真意及び事実の真相を探求すると同時に、請求人にその行為の法律上の効果を教示しなければならない。公証を請求する内容に対して不明瞭、不完全であり又は当時の状況により明らかに公平を失すると認める場合、請求人に陳述説明、補充又は修正を行うよう質問又は説諭しなければならない。」と規定されている。換言すれば、公証人が法律行為又は私権に関する事実について公証を行うとき、請求人の真意を探求し、事実関係を明らかにし、さらに公正証書が作成された後、当該公正証書が法律の効力を有し、訴訟上否認できない証拠となることを当事者に教示しなければならない。その理由は、公証人が公証を行うとき、すでに当該時点に発生した関連事実を確認しており、かつ公正証書は国の認可を受けた公証人の担保を経て作成されたものであるため、実務上裁判所は往々にして事実認定の根拠として直接採用することとなるからである。したがって、上述の法定の公証手続を経て作成された公正証書は必ず証拠能力を有し、しかも様々な証拠のうち最も強い証明力が認められるものである。

各種の私文書（私署証書）について、公証法により、公証人に「認証」を与える権限が付与されている。台湾公証法第101条の規定では、「公証人が私文書に認証を与

⁶⁶ 李明鴻「公正証書の作成と証明力について」、台北大学法律学院法学部修士論文、2002年6月、第10ページを参照。

⁶⁷ 台湾公証法第2条では「公証人は当事者又はその他の関係者の請求により、法律行為及びその他私権に関する事実について公正証書を作成し、また私文書に認証を与える権限を持つ。」と規定されている。

える場合において、当事者にその面前で証書に署名させ、或いはその証明を自認させ、さらに認証証書にその事由を明記しなければならない。」言い換えれば、認証は主に当該私文書の署名が真正であることのみを公証人が証明することであると言え、公証人はその私文書の内容が違法であるか否かを審査する義務がない。これは、公証を行う時に当事者の真意及び事実の真相を確認しなければならない点とは異なる。

第二節 公証の範囲と効力

本節では、二つの部分に分けて、何が「公証」することのできる事実か、並びに公証可能な事項、公証の進め方、また公証により発生する効力についてをそれぞれ説明する。

1. 公証可能な事項

台湾公証法第2条第1項では、「公証人は当事者又はその他の関係者の請求により、法律行為及びその他私権に関する事実について公正証書を作成し、また私文書に認証を与える権限を持つ。」と規定されている。それ故、本条の規定により、公証の対象とすることができるのは、法律行為及び私権に関する事実である。

しかしながら、全ての法律行為又は私権に関する事実が公証の客体であるとは限らず、一定の要件を満たして始めて公証の対象とすることができる。以下では、公証可能な法律行為と私権に関する事実についてそれぞれ紹介する。

(i) 法律行為

公証法では、法律行為は公証の対象となることができると規定されている。その意味は民事実体法にいう「法律行為」と同一である。公証法にいう法律行為とは、意思表示を要素とし、意思表示により一定の私法上の法律効果を発生させる法律事実⁶⁸のことをいう。

改正前の台湾公証法第4条では、公証対象となる法律行為が列挙されたことがあり、その内容は「当事者又はその他の関係人は、公証人に次の各号に掲げる法律行為について公正証書の作成又は私署証書の認証を囑託することができる。

一、売買、贈与、賃貸、貸借、雇用、請負、委任、組合又はその他の債権、債務に関

⁶⁸前記注 66、第 26 ページを参照。

する契約行為。

二、所有権、地上権、地役権、永佃権（永久耕作権）、抵当権、質権、典権（注：用益物権の一種）又はその他物権の取得、設定、喪失及び変更に関する行為。

三、婚姻、認知、縁組又はその他親族関係に関する行為。

四、相続財産（遺産）処分に関する行為。

五、手形の不渡り、支払拒絶、船舶の全部又は一部の運輸契約、保険契約又はその他商事に関する行為

六、その他私権に関する法律行為。」。

本条第1号乃至第5号は、立法方式上、例示列举方式をとっており、公証対象となる法律行為が例示的に列举された。しかし、漏れのないよう、第6号では「その他私権に関する法律行為」も公証の対象となる内容を概括的に規定した。従って、当該号の規定から、全ての「私権に関する法律行為」は公証人に公正証書の作成を囑託できる法律行為であることが分かる⁶⁹。1999年の改正台湾公証法では、本条の公証対象となる法律行為の例示規定が削除されたが、上述の法律行為は依然として、実務上公証の対象となる法律行為の範囲を判断する根拠となる。

台湾公証法第80条の規定では、公証人が公正証書を作成するには、その聴取した陳述とその目撃した状況及びその実際に体験した方法と結果を記載しなければならない。もし法律行為がすでに成立し、その効力が生じており、公証人がその法律行為をなす過程（例えば、当事者らの意思表示の内容、作成の時間と場所等）を実際に体験することができない場合、その内容を公正証書に記載してはならない。私権に関する事実もこれに同じである。

したがって、知的財産関連訴訟上でよく見られるのは、双方の提携又は売買などの契約に対して公正証書の作成を囑託するもので、例えば、公証人の立会いの下に、双方のパートナー契約締結過程について公正証書の作成を囑託する。若しくは公証人に特定商品の購買の売買契約成立に同行してもらい、その法律行為のなす過程を自ら体験させることで、取得した証拠物（例えば、権利侵害品）の効力を強化させ、後日、訴訟における当該物品の出所を証明する有力な証拠となる。

(ii) 私権に関する事実

台湾公証法第2条にいう「その他の私権に関する事実」については、改正前の台湾公証法第5条の規定からその内容を理解できる。改正前の台湾公証法第5条では、「当事者又はその他の関係人は、公証人に次の各号に掲げる私権に関する事実について公

⁶⁹前記注66、第25ページを参照。

公正証書の作成又は私署証書の認証を嘱託することができる。

一、時効に関する事実。

二、不当利得、事務管理、権利侵害行為、債務履行又は不履行に関する事実。

三、不動産隣接関係、無主物の先占、遺失物の拾得、埋蔵物の発見、漂流物及び沈没品の拾得、財産共有又は占有に関する事実。

四、その他私権に関する事実。」と規定されている。

いわゆる「私権事実」とは、自然人による事実上の動作によって一定の法律効果を発生させた行為或いはその他の私権に関する事実状況をいう。言い換えれば、「私権に関する事実」とは、内面的意思内容の表現に基づかないで法律効果を発生させる行為である。事実上、そのような行為が存在すれば、法律上の効果が発生し、行為者がこのような法律効果を取得する意思があるか否かは問わない⁷⁰。

例えば、企業がある時点において既存の製品又は技術を研究開発したことを証明しようとする場合。当該製品及び明細書などの技術関連書類を公正証書にすることによって、当該時点に当該製品及び技術書類がすでに存在していることを公証人に証明させることができる。「時間」に関する事実を証明できるのは、即ち私権に関する事実についての公証である。後日、訴訟において先使用权を主張し、或いはいかなる請求権の時効、消滅時効などを主張しようとするとき、当該公正証書は有力な証拠となる。

また、例えば、企業が他人の権利侵害行為を主張しようとする場合にも、発見した権利侵害行為の事実について公証人に公正証書の作成を嘱託することができる。例えば、公証人にその専利権の侵害品を販売しているウェブページを閲覧して印刷した当該ウェブページを公正証書の添付資料とするよう嘱託することで、当該時点において確かに他人による権利侵害品の販売行為があったことを証明する。

2. 公証の効力

公証を請求する法律行為又は私権に関する事実について、公証人が、自ら接触し、実際に体験したものである以上、これに基づいて作成された公正証書は、証拠能力（形式的証拠能力）を有するほか、さらに当該法律行為の作成又は当該事実の存在を証明できる実質的証拠力を具え、訴訟においてより高い証明力がある。

このほか、公証を経た法律行為が台湾公正証法第 13 条に列記される法律行為である場合、当事者双方はその執行合意条項が公正証書に記載されることを約定することにより、当該公正証書が強制執行の効力を持つことになる。これは、「公証」特有の効力

⁷⁰ 前記注 66、第 28～29 ページを参照。

であり、「認証」はこのような強制執行効果を約定することはできない。台湾公証法第13条第1項では「当事者は公証人に以下の各号の法律行為に対して作成された公正証書に、直ちに強制執行に服する旨を陳述した事の条項（強制執行認諾条項）を明記すれば、当該証書によって強制執行をすることができる。

- 一、金銭、その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を対象とする者。
- 二、特定の動産の給付を対象とする者。
- 三、建物その他の工作物の賃貸借契約について、期間を定め、さらに期間満了時に明け渡さなければならない者。
- 四、土地の賃貸借契約について、耕作又は建築の用途に供さず、さらに期間の満了時に土地を明け渡すことが約定された者。」とされている。このような執行力を持つ公正証書は、当事者のほか、公正証書が作成された後、当該法律行為に対して、当事者の承継人及び当事者又はその承継人のため請求の対象物を占有する者にも効力が及ぶ。

例を挙げてみると、当事者双方が公証人の前で売買契約を締結し、かつ強制執行の効力を持つことが約定される場合、A側が商品を引き渡した後、B側がその代金を支払わないと、A側は直接この公正証書を執行名義として、裁判所の民事執行部門に強制執行を求め、公権力によってB側に公正証書により明記された代金の支払いを要求することができ、原則上、手間と時間のかかる裁判手続を経由してB側に代金の支払いを請求する必要がなくなる。

また、例えば、賃貸人・賃借人双方は公証人の前で、賃貸借契約を公正証書にするよう囑託することもできる。賃貸人（大家）と賃借人（借家人）が公証人の前で、契約期間の満了時に賃借人が建物を明け渡さない或いは賃貸人が敷金を返還しないときは、「直ちに強制執行に服する」旨を陳述すれば、その後、賃借人による建物の明け渡し拒否又は賃貸人による敷金不返還の状況が発生した時、当事者は、公正証書によって裁判所の民事執行部門へ直ちに強制執行（建物又は金銭の返還）の申立てをすることができ、時間のかかる裁判手続を経由しなくてもよい。

しかし、いわゆる「直ちに執行の申立てをする」際に、被執行人側は全く救済措置がないとも言えないことは注意するに値する。公証法第13条第3項では、債務者が第1項の公正証書に強制執行をできない事由がある旨主張して訴えを提起したとき、裁判所は必要に応じて、執行停止を命じることができる。ただし、申立人が担保の供託を希望する旨表明する場合、裁判所は相当の担保額を定めて執行停止を命じなければならないと規定されている。

3. 公正証書の作成方法

当事者（囑託人）は当事者の身分証明書類及び公正証書を受ける関連資料を提出す

るだけで、公証役場にて公正証書手続きを進めることができる（代理人の場合には委任状必須）。公証人は、実際に体験する方法で公正証書の作成を進め、公正証書に当事者の身分、公証の法律行為又は私権に関する事実の内容、公正証書作成時間などの資料を記載して公正証書を作成し、原本は公証人が保管し、正本と副本は当事者に渡され、公正証書正本1部以上の作成を依頼することができる。特定の文書が、ある法律行為を成立する重要な法定事項である場合には、先に公証人が内容が真実であるか否か、法定要件に符合するか否かを審査しなければならない。

公証又は認証の嘱託は、法律規定又は事件的性質により代理してはならない状況⁷¹がある場合を除き、代理人が嘱託することができる。例えば、結婚は男女双方が意思表示を行う必要があり、他人が代わりに公証してはならない。よく見受けられる代理については、嘱託人（企業、商号、法人の責任者）本人が役場に赴くことができない場合、他人に代理人を委任することができるが、嘱託人本人の実印を押印した委任状を提出する必要がある。提出する委任状は、以下の一つの方法で証明を経たうえで、公証人に適格代理の委任状⁷²として受け入れられることができる。

- 1.公証又は認証を得る。
- 2.公的機関の証明を得る。村、町内事務所、嘱託人の在職する公的機関、現在服役する部隊又は現在服役する刑務所などを含む。
- 3.台湾外で作成する場合、中華民国在外公館又は外交部から授権された在外機構又はその他の権限のある機関から授権された団体の証明を得る。外国で作成する場合、在外機構の証明を得ると共に、外交部に再び検証を申請することができる。中国地区で作成する場合、海峡交流基金会（注：台湾政府の対中交渉窓口機関である。）の証明を得なければならない。
- 4.外国人又は台湾外に居住する者が作成する場合、当該国の在中華民国公館又は当該国が授権した機構又は当該地区の権限のある機関から授権された団体の証明を得る。
- 5.委任状に嘱託人の印鑑証明書を添付する場合（半年以内に戸政事務所（*日本の区役所に相当）に申請されたものでなければならない。）、委任状の押印と当該印鑑証明書の押印は一致しなければならない。嘱託人が会社である場合、その委任状には会社印と会社の代表者印を押印し、即ち会社設立（変更）登記簿に押印した会社印と代表者印と一致しなければならない。

会社の責任者が役場に赴くことができない時には、上述の適格となる委任状以外に、

⁷¹ 台湾公証法第4条：「公証又は認証の嘱託は、代理人がこれを行うことができる。ただし、法律規定又は事件的性質により代理人がこれをしてはならない場合は、この限りでない。」

⁷² 司法院のサイトの「公証と認証の意義」を参照：www.judicial.gov.tw/assist/assist03/100-07.doc（最終閲覧日：2014年2月7日）。

代理人は次の書類を携帯し、公証人に公正証書の作成を囑託しなければならない。

- 1.会社設立（変更）登記簿正本（並びに写しを準備）；会社登記（変更）登記簿の発行からすでに6ヶ月過ぎている場合には、別途3ヶ月以内の会社設立（変更）登記簿抄録抄本（抄録抄本は主務官庁に申請）を添付しなければならない。
- 2.責任者の身分証明書の写し。
- 3.代理人の身分証明書の正本、写し及び印鑑。

第三節 認証の範囲と効力

本節では、二つの部分に分けて、どのような私文書が「認証」できるのか、並びに認証可能な事項、認証の進め方、また認証による発生する効力についてをそれぞれ紹介する。

1. 認証可能な事項

一般的に認証対象可能な文書には公文書（例：裁判所の判決）、私文書（例：従業員発行の陳述書、委任書など）と翻訳文書（例：外国語により締結された商業契約書、各種身分証明書など）の三種類⁷³がある。

公文書については、台湾では民事訴訟法第355条の規定により公文書は元々真正であると推定され、且つ認証の対象が私権に係る事実に関するものに限られており、理論上、公文書について認証してはならない。これまで実務上において、海外で公文書を使用する必要が生じた時、海外では台湾の公文書に対し認証の規定が免除されていないことから、公証人に公文書の真正について認証を囑託する必要がある。現実に存在する需要との両立のため、公証法改正時に、第2条第2項に公証人は台湾外に持ち出して使用する公文書の正本又は原本を認証することができる旨、特別に新設した。この時に、公証人は当該公文書の手続き及び主旨につき、当該公文書が真正であるか

⁷³ 台湾公証法第101条：「I.公証人が私文書を認証するには、当事者に公証人の面前で私文書に署名させ、又はその署名を承認させると共に、認証証書内にその事由を明記しなければならない。

II.公文書の原本又は正本の認証は、その手続き及び主旨につき当該文書が真正であるか否かを審査認定しなければならない。

III.公文書又は私文書の副本又は写しの認証は、真正であると審査認定された原本、抄本と対比すると共に副本又は写し内にその事由を明記しなければならない。

IV.翻訳文書を認証する場合、前三項の規定により処理する以外に、当該翻訳文が正確であるか否かを照合審査し、原文の後に綴らなければならない。

V.公文書又は私文書が増加、削減、塗り替え、破損又は形式上疑わしい点明らかにある場合、認証証書内に明記しなければならず、必要に応じ調査することもできる。」

否かを審査認定して初めて認証証書を作成することができる。

また、公文書、私文書の副本又は写しは、台湾でも認証を受ける必要がある。例えば、所有権の移転登記の勝訴判決確定後、当事者側には一般的に判決書正本が1部あるのみだが、地政事務所が行う移転登記又は保全手続き担保金の還付の申立て、又は強制執行の申し立てはいずれも判決正本が必須とされるため、公文書原本と写し、副本が一致するとの認証は、台湾でも大きなニーズがある。よって、公証法第2条第2項第2号に、公文書の副本又は写しも認証を嘱託することができ、且つ台湾外へ持ち出して使用する場合には限らず嘱託することができると規定されている。この時、公証人は公、私文書の正本が真正であることを確認する以外に（例：確実に裁判所の判決正本である、又は確実に当事者自らが署名した委任状である）、その副本又は写しが真正の原本、正本と対比して一致するか確認する。

台湾の民間公証人サイト上の説明によると、現在、実務上の認証事件の中では、3つの性質の事件が多く、その1つは親族・相続に関する法律状態の認証、2つは委任状の認証、3つは翻訳文書の認証⁷⁴である。その中で、翻訳文書の認証については、公証人は翻訳内容が正本と一致するか否かを審査する必要があることから、別途、語学能力検定を通過した公証人だけが翻訳文書の認証業務を処理することができる。ここでよく見受けられる3つの認証態様について以下のように分けて説明する。

1.親族・相続に関する法律状態の認証について：最もよく見受けられるものは、独身宣誓書、出生宣誓書、婚姻関係宣誓書、出生証明書又は宣誓書、死亡証明書などで、その使用地区のほとんどが中国で、次いで香港マカオ地区とその他欧米国家となり、多くが台湾域外での使用である。

2.委任状の認証について：多くが中国地区への持ち出し、又は台湾地区での使用のためであり、次いで欧米国家での使用となっている。

3.翻訳文書の認証について：比較的多いのは英語から中国語への翻訳文書についての認証を嘱託するもので、その多くが、台湾の区役所にて台湾外で発生した結婚、離婚、出生及び死亡の事実の登記の申請、又は台湾国籍への帰化申請、又は外国学歴の台湾での証明などを依頼するものである。中国語から英語への翻訳文書について認証を嘱託するものの多くは、海外での留学、移民手続きのため、又は商業往来目的のために使用される。

⁷⁴ 律衡公証実務サイトを参照：http://www.notarypublic.idv.tw/page3_1.htm（最終閲覧日：2014年2月7日）。

特に注意すべきは、「認証」は署名認証が真正であるか否かに係るだけで、私文書の内容が真実であると示すものではないことである。例を挙げると、離職した従業員が公証人の面前で陳述書に署名し認証を経て、自己が見たことのある関連事実について説明して証明する場合、これらの事実が即ち真実であると示すものではない。公証人は、当該署名が真実であると証明するだけで、それが確かに当該従業員により署名されたもので、陳述書に記載された内容が全て真実であると認定するものではない。「認証」は私権に関する事実が真正であるか否かについて判断するものではない。

しかしながら、台湾における認証は、文書の内容が誹謗に係る又は公序良俗規定違反に係る場合、公証人は法により認証を拒絶しなければならない⁷⁵。例えば、書簡の認証について、当事者が書簡の中で恐喝する文字を使用していた場合には、直ちに認証を拒絶しなければならない。また、同棲の約束を土地贈与の条件とする契約が、金銭の交付により正常でない関係を維持するものである場合、当該約束は公序良俗に違反することとなり、公証人は当該契約の認証もしてはならない。このほか、さらに勤務証明書の認証を例にすると、当事者の勤務機関が発行した勤務証明について、公証人はその署名が真正であると確認するだけでなく、且つ当事者又はその勤務機関から当事者の労働保険カード又は給与の源泉徴収票等の証明ファイルが提示されてから初めて公証人は当該勤務証明について認証を進めることができる。言い換えれば、認証手続きはファイル内容の基本的真実性についても一定程度の確認⁷⁶をすることができ、公正証書による一般的な私権に関する事実の内容の確認には及ばないものの、依然として一定程度の証明力を有するものである。実務上、認証の効力は公証よりも弱い、やはり一般的な証拠よりも強く、特に当事者の署名については、裁判所は当該署名が真正であることを疑う余地もない。

2. 認証の効力

公証人は、文書に記載された法律行為又は私権に関する事実実際に接触しているわけではない。なぜなら認証が囑託された時、当事者は通常すでに一定の文書内容を済ませて公証人に文書形式の真正について認証を受けるために囑託しているからで、公証人は実際の文書作成の過程（体験でない）に参加しているわけではないため、形式的証明力を有するのみである。

また、認証は公正証書のように、事前に記載していれば、強制執行力を有することができるものではない。例えば、すでに双方で署名し締結済みの賃貸契約書の認証の

⁷⁵ 司法院サイト「公証と認証の意義」を参照：www.judicial.gov.tw/assist/assist03/100-07.doc（最終閲覧日：2014年2月7日）。

⁷⁶ 前記注 66、第 35 ページを参照。

嘱託について、公証人は認証証書を作成するが、公証人の前で賃貸契約が結ばれたわけではなく、たとえ契約の中に直接執行するという規定があっても、執行力を有せず、これに基づいて裁判所に強制執行の申立をすることはできない。

3. 認証方法

公証人が認証業務を取り扱う時には、公証人は実際に接触したことは文書の作成（当事者が公証人の前で署名する又はその署名を自認すること）又は形式的真正（文書の副本又は写しの審査認定）の認定だけで、文書に記載された法律行為又は私権に関する事実には直接接触しない。このため、認証を嘱託する時には、当事者は認証を受けたい公、私文書を提出しなければならない、その後公証人により認証されるもので、公正証書の作成時に必ずしも特定の文書を提出する必要がないこととは異なる。

一般の外国企業が常に必要とするのが、翻訳文書の認証であるが、以下に翻訳文書の認証手続き⁷⁷について紹介する。翻訳文書の作成後、原文書類（外国語文書の場合、先に外交ルートによる検証が必要）に続けてそれぞれ装丁し、少なくとも一式3部を準備し、翻訳者が役場に赴き手続きフローに従い処理する。

1. 翻訳者本人が、本人の身分証明書、印鑑を携帯の上、役場に赴く。
2. 翻訳の原文が、外国で取得した証明書類又は外国で製作発行された文書である場合、認証を嘱託する前に、先に当該国における台湾の在外公館又は外交部が授権した在外機構（例えば経貿事務局）による検証を得て、並びに外交部で再度検証を得なければならない。最後に原文の正本を公証人に提出して照合、検証となる。
3. 翻訳原文が、台湾域内の各公、私立部署が発行した文書である場合、公証人は当該原文書類について調査し、その完了後に公証人は別途、書類受け取りを通知する。翻訳者は発行部署の所在する裁判所の公証部門又は民間の公証役場で認証手続きをしなければならない。
4. 翻訳内容に誤り又は不実がある場合には、修正した後に認証することができる。
5. 翻訳文書がすでに当該原文文書の基本的書式（例：ファイル名、発行部署、発行者、発行日など）及び文書内容の重要な趣旨を備えていれば、文書内容の重要な趣旨と関係しない些事については、公証人は自ら一部の翻訳を認証するか否かを斟酌することができる。

特に注意すべきは、翻訳文書の認証は、公証人が当該翻訳文と原文が一致することを審査した後に、「翻訳者」がその場で翻訳文に署名する必要があることから、翻訳

⁷⁷ 台湾台中地方裁判所の公正証書コラムを参照：<http://tcd.judicial.gov.tw/notaryinfo.asp?id=33>（最終閲覧日：2014年2月7日）。

者が身分証明書の正本と印鑑を携帯して自ら役場に赴いて処理する必要があるということである。もし、翻訳文と原文の意味が一致しない、翻訳漏れ、不実がある場合には、翻訳者が修正しなければならない。部分翻訳である場合にも、翻訳した部分について注記しなければならない。

他人に認証代理を委託する手続については、準備しなければならない委任状が公正証書の作成とは異なるため、第六章第二節3.「公正証書の作成方法」の関連説明を参照すること。

第四節 公正証書と認証の比較

ここでは、公正証書と認証の異なる点を以下のような比較表（表一）にまとめる。

表一 公正証書と認証の対比表

特色	公証	認証
証明対象	法律行為(例えば：売買、贈与、貸借、和解、遺言等) 私権事実(例えば：銀行貸金庫の開封、ウェブページの公証、商品購入事実に関する公証及びその他証拠保全事実に関する公証)	私文書の署名又は捺印(例えば：陳述書、宣誓書、誓約書及び証明書等) コピーは正本と相違ないこと(例えば：卒業証書、身分証明書、パスポート等) 翻訳文は原本の文意と相違ないこと
関連事務の取り扱いに係る権限を持つ法律専門家	専門職の民間公証人 裁判所公証処の公証人 地方裁判所の裁判官 司法事務官	専門職の民間公証人 裁判所公証処の公証人 地方裁判所の裁判官 司法事務官 司法院より選抜され、許可を受けた弁護士
訴訟上の証明力(証拠価値)	形式的証明力+実質的証明力(公証人を実際に体験した内容に限る)	形式的証明力
訴訟を経ずに直ちに強制執行を行う効力	有り。公正証書に記載された場合は、直接裁判所へ強制執行を申立てることができる。(ただしたとえば直接強制執行を規定しても執行停止の救済措置がある)	無し
添付書類の真正における推定の可否	可。 原則として公正証書の添付書類については、その形式上、真正なものと推定さ	否。 認証した私文書の添付書類については、その形式上、真正なものとは推定さ

	のと推定されるべきである。	れない。
確認されてない、又は不明な陳述内容に対する証明の可否	公証人は当事者の陳述のみを証明、又は内容が確認されていない或いは不明な状況を公正証書に記載することはできる、ただし、確認されていない或いは不明な陳述内容について公証の実益がない場合、公証人は公証依頼を拒否するべきである。	公証人は認証をすることができ、又は認証を拒否することもできる。
公証のため、書面書類の提出が必要か	必ずしも必要ではない。公証人は見聞きした事実に基づいて公正証書を作成できるため、当事者より提出されたいずれかの書類を引用して添付書類とする必要はない。	必要である。当事者より提出された書類があつて、はじめて公証人がその認証証書を作成できる。
手続終了後、間違い又は記載漏れを発見した場合、訂正又は補正することが可能か	可。公証証書及びその添付書類に誤植、計算間違い等明らかな誤り又は内容に記載漏れがある場合、公証人は訂正又は補正の処分書を作成することができる。	否。認証の対象は公証人以外の者が作成した文書であるため、訂正又は補正に関し、公証人には権限がなく、また適切なことではない。
請求人に誓約書の提出を命ずることが可能か	否。公証人は公正証書内容の真偽に対して、当事者の真意を探求し、且つ闡明を行使する必要がある。また、不法な目的及び無益な公証の事情の有無に注意を払わなければならない。	可。海外で使用する場合、又は法令により裁判所若しくは官庁に証明を提供する場合、 <u>請求人本人の立ち会い、並びに誓約書の提出を命ずることができる。</u>

第五節 公証人

台湾の以前の公証制度では、裁判所の公証人のみで、民間公証人は設けられていなかったが、1999年の改正後の公証法に裁判所と民間での両立制が採用され、裁判所の公証人と民間公証人が併存することとなった。民間公証人は試験を経て、ある裁判所の管轄区域内で登記した上で初めて執務できる、その効力等は裁判所の公証人と同じ

である。翻訳文書の認証を取り扱う場合には、政府規定の言語能力検定に合格しなければならず、それに合格した公証人が取り扱うことができる。

公証法に関する規定によると、各種文書の公証又は認証の手数料は固定費用で（争議に応じた金額又は文書の種類、ページ数）、民間公証人と裁判所の公証人の手数料は同じである。一般的に、民間公証人の時間は比較的フレキシブルで、権利侵害製品の購入、抽選活動の公証、各種の私権に関する事実の公証などの外出に協力し易く、実務上よく見受けられる証拠保全の方法である。

第六節 公正証書と認証の手数料

公正証書と認証の費用は公証法により規定されており、文書の種類ごとに異なる手数料基準が設けられている。一般的に、金額が絡む法律行為の場合、例えば売買、賃貸、貸借等の各種契約については、対象金額の一定の比率を公証手数料として徴収する。一般的な私文書の場合、ページ数で計算する。公証人に私権に関する事実の公証を請求する場合には、拘束時間により計算する。認証の手数料は公証の約半分である。下表（表二）は司法院が公布している公証手数料基準表⁷⁸である。

表二 公証手数料基準表

単位：新台幣ドル

法律行為又は私権事実に係る金額、価額、又は公証・認証を要請する事由	手数料				
	公証			認証	
	中国語の公正証書の作成（109）	中国語の公正証書の作成、並びに証書に直ちに強制執行に服する旨を記載（119）	外国語、中/外国語対象の公正証書の作成（125）	中国語文書の翻訳文、外国語、中/外国語対象文書の認証（120）	中国語文書の翻訳文、外国語、中/外国語対象文書の認証（125）
算定不能（112）	1,000	1,500	1,500	500	750
20 万元以下（台湾ドル）	1,000	1,500	1,500	500	750
20 万元を超え 50 万元以下	2,000	3,000	3,000	1,000	1,500
50 万元を超え 100 万元以下	3,000	4,500	4,500	1,500	2,250
100 万元を超え 200 万元以下	4,000	6,000	6,000	2,000	3,000

⁷⁸ 司法院公証業務専区サイトの公証手数料基準表を参照：

<http://www.judicial.gov.tw/work/work06/work06-28.asp>（最終閲覧日：2014年2月7日）。

下					
200 万円を超え 500 万円以下	5,000	7,500	7,500	2,500	3,750
500 万円を超え 1,000 万円以下	6,000	9,000	9,000	3,000	4,500
1,000 万円を超え 2,000 万円以下	8,000	12,000	12,000	4,000	6,000
2,000 万円を超え 3,000 万円以下	10,000	15,000	15,000	5,000	7,500
3,000 万円を超え 4,000 万円以下	12,000	18,000	18,000	6,000	9,000
4,000 万円を超え 5,000 万円以下	14,000	21,000	21,000	7,000	10,500
5,000 万円を超え 6,000 万円以下	15,000	22,500	22,500	7,500	11,250
6,000 万円を超え 7,000 万円以下	16,000	24,000	24,000	8,000	12,000
7,000 万円を超え 8,000 万円以下	17,000	25,500	25,500	8,500	12,750
8,000 万円を超え 9,000 万円以下	18,000	27,000	27,000	9,000	13,500
法律行為又は私権事実に係る金額、価額、又は公証・認証を要請する事由	手数料				
	公証			認証	
	中国語の公外国語、公正証書の作成 (109)	中/外国語の公正証書 (125)	中国語の文書の認証 (120)	文書の翻訳文、外国語、中/外国語対象文書の認証 (125)	
承認、許可又は同意 (114)	1,000	1,500		500	750
契約の解除又は終止 (114)	1,000	1,500		500	750
遺言全部又は一部の取下げ (114)	1,000	1,500		500	750
法律行為の補充又は更正(ただし、	1,000	1,500		500	750

同じ公証役場又は事務所において作成された公正証書であり、また対象の金額、価額を上げない場合に限られる。金額が増加した場合、増加部分は 109 に従い計算する。) (114)				
授權書、催告書、受領証書、拒絶証書 (118)	1,000	1,500	500	750
公文書、文書の副本、コピーの認証	--	--	500	750

第七節 その他の可能な証拠収集方法

1. 弁護士又は専門家による立会い

企業が法律行為又は私権に関わる事実について公正証書の作成を進めることができないが、適切な機密ファイル資料の保管又は法律行為の認証の必要がある場合、弁護士又は当該分野の専門家に立会いを委任することができる。弁護士は公証人ではないが、法律を専門としているため、弁護士に法律行為（例：許諾契約の締結、製品の購入）について立会いを委任することも一定の効力を有する。当該技術分野の専門家が、技術書類について立会いをして署名した場合、立会いなしの資料よりも、比較的高い信用度を有することができる。

弁護士又は専門家に立会いを委託するには、特別な法定手続きはないが、必要に応じて立会人は「立会証明書」、「陳述書」等を作成し、必要に応じてそれに署名し正式な認証を囑託することもできる。以後に関連案件が訴訟になった場合には、立会人は訴訟の際に証人の身分として法廷で証言しなければならない、人的証拠となる。また、公正証書は法定の必須手続きにより作成された書証であるため、両者の訴訟上における作用も完全に同じではない。

公証は国家公権力の介入であり、その法律行為又は私権に関する事実の公的証明力（ある状況下においては執行力を備えるほど）が付与されるため、その証明力は弁護士又は専門家の立会いと比べてもやはり比較的高い。公証と立会いの違いについて以

下に説明する⁷⁹。

1.主体の違い：公証とは、公証人が公証法第2条の規定に基づき、嘱託人による嘱託により、公証人が自己の名義で当事者が嘱託する法律行為又は私権に関する事実について公正証書を作成するものである。立会いは公証と同じく法律行為又は私権に関する事実について立会人の面前で発生することであるが、立会人はその立会い事項についての文書の作成主体ではない。公証人は公証手続きにより、即時に、正確に、完全に当該法律行為又は私権に関する事実を記録しなければならない。また、自己の名義（公証人）で記録した書面（公正証書）を作成しなければならない。立会人は、見聞した当該事件が記載されている関連文書に、確かに自らの目で当事者による意思表示を見たことを付带的に署名して証明するだけでよく、自己の名義で立会証明書を作成する必要はない。

2.性質の違い：公証人と嘱託者間の関係は、公証法により公法上の関係が成立するが、立会人と当事者間には私法関係であり、国家公権力の介入はなく、両者の性質は異なる。

3.手続きの違い：立会人はその立会いをした事項について署名する以外には、一定の手続きはない。一方、公証は公証法の規定に基づき、公証手続きによる進めなければならない。例えば、嘱託、受理、審査、登記、公正証書の作成、公正証書の発行等である。手続きが厳格であることから、更に高い信憑性を有する反面、公証についてのこれらの手続き上に欠陥がある場合には、実質的証明力を損なうだけでなく、公証法第11項により公正証書は公証の効力を生じなくなる。

4.信憑性の違い：公証は比較的立会いよりも高い信憑性を有する。その原因は次にある。(1)公証人は国家試験、訓練を経た専門員であり、国家により公権力を付与されて、法律行為又は私権に関わる事実について特定の時間点で記述又は記載をすることができることから、公証の信憑性は立会いよりも高い。(2)公証は公証人が現場で当該法律行為又は私権に関わる事実を記載し、公証法の規定により公正証書を作成するもので、訴訟が発生した時にはこれを「書証」として法廷に提出し、当該特定の時間点に発明された事実を証明することができる。立会人の訴訟における「証人」としての証拠方法は、その証言を証拠とし、その「記憶」により事実を理解するもので、時間の経過と共にその信用度は更に低くなることから、訴訟における証明力は相対的に低くなる。(3)公証人は中立な第三者であり、公証法第10条により特定の事件においては忌避に関する規定を適用しなければならない。そうすることで公証人の中立性と公正性を確保することができる。反対に立会人について言えば、遺言書を除いて、特に制限されていない。弁護士の立会いは弁護士論理規範により利益衝突の規定も適用される

⁷⁹ 前記注66、第12-14ページを参照。

が、その身分は常々双方の当事者のどちらか一方の代理人であるため、中立な第三者としての状況はあまり見られない。

総じていえば、弁護士又は専門家に立会いを委託することも証拠収集・保全のために実行可能な方法であり、且つ一定の様式もなく、費用も比較的フレキシブルである。しかしながら特に注意すべきは、これらの立会いを経た資料と事実について、後日、訴訟の上で使用する時に、その証明力はやはり公正証書又は認証よりも低い、立会いをせずに保存された証拠よりは、依然としてより高い証明力を有するということがある。

2. デジタル署名又はデジタル認証

情報化が進展する中で、多くの企業間の商業行為、研究開発記録の保存はすでにデジタル化されており、特に紙媒体に印刷する必要が必ずしもないため、公証、認証又は立会いを行うことができない。この時、証拠保全のニーズが依然としてあれば、台湾デジタル署名法の規定に合致する方式を通して、法定の保存方式に符合するデジタルファイル、デジタル署名、デジタル署名を製作することにより、当該デジタル資料が法律上要求される書面による正本と同じ効力を持つものとなる。

現在、台湾のデジタル商取引に関する法制度は「デジタル署名法」（※中国語名称は「電子簽章法」）をその基本法とし、その他関連デジタル商取引の議題については、伝統的な法規制に回帰し規制されている。台湾のデジタル署名法は2002年4月1日から正式施行された。デジタル署名法及び「デジタル署名法施行細則」、「デジタル署名認証実務作業基準明記すべき事項準則」と「外国デジタル署名認証事業者認定方法」などの子法が制定されるにつれ、一定の要件に合致するデジタルファイル、デジタル署名に対して、実体の書面ファイル又は署名と同等な法的効力が付与されると同時に、デジタル認証機構に対し低度の規制管理⁸⁰を採っている。現在、企業の資料はデジタルファイルで保存されることが大半で、確認書類に特定の者の署名が必要となる場合、デジタル署名認証事業者を通してデジタルファイルに台湾デジタル署名法に合致する認証を付与することも、証拠保全のもう1つの手段とすることができる。ただし、実務上、デジタル署名を利用する事例が少ないのが現状で、訴訟に提出された証拠から見ると、公正証書、認証証書の割合が依然として多いという傾向がある。

デジタル署名認証事業者に対する管理規制は、現在の台湾においては、外部にデジタル署名の認証サービスを提供している認証事業者に対し、「デジタル署名認証実務作業

⁸⁰行政院（日本の内閣に相当）デジタル商取引規制の制度整備サイトを参照：

http://gcis.nat.gov.tw/eclaw/e28_Body.asp?PageCode=PN1（最終閲覧日：2014年2月10日）。

基準」を主務官庁である経済部（日本経済産業省に相当）に認定判断のため送付するよう求め、さらにその作業基準の開示義務が付与されるだけである。このような措置により、認証事業者に、関連する重要な事項に対して、オープンかつ明確な処理方針と作業手続を確実に定めるよう促すことで、消費者の認証事業者に対する信頼性の判断に役立てられることが望まれている。デジタル署名認証の応用範囲はデジタル政府、デジタルマネー及びデジタル商取引などの関連する分野に拡大している。